

# 松戸市農業振興資金のご案内

## ●制度主旨

松戸市内において農業、畜産業に携わる方に対する、松戸市独自の制度資金です。JAとうかつ中央を通じて農業振興資金の貸し付け、利子補給を実施し、効率的で安定的な農業経営を推進することを目的とした制度です。

## ●制度概要

- ・農業後継者の方、新たに農業を営む方、経営の安定化と近代化を目指す方を対象に、農業経営に必要な資金(トラクター購入費、園芸用施設導入費 等)を融資します。
- ・松戸市とJAとうかつ中央が利子補給を行なうので、比較的低利で借入ができます。

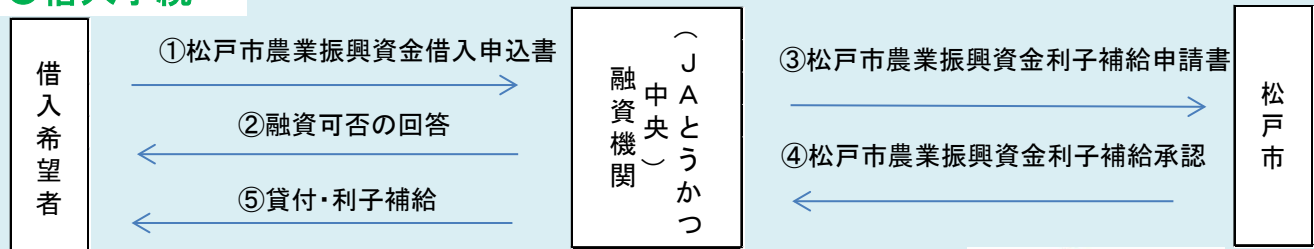
資金の種類		貸付限度額	融資要件		融資利率(基準金利:2.2%)		
			基準	対象	利子補給率※1		本人負担※2
					松戸市	JA	
1号	農業後継者育成資金	600万円	年齢18歳以上55歳未満の農家の後継者又は新たに農業を営む者で、10アール以上の経営面積を有するもの	農業経営に必要な物の取得に要するもの	1.5%	0.5%	0.2%
2号	畜産資金	1000万円	畜産業を営むもので、成鶏にあつては100羽以上を常時飼養するもの	経営拡大に必要な畜舎の増改築に要するもの	0.5%	0.5%	1.2%
3号	施設園芸資金	600万円	常設ガラス温室若しくはビニールハウスを増築し、又は修繕しようとする者で、10アール以上を経営するもの	農作物育成管理用施設(ガラス温室、ビニールハウス、かん水施設、暖房施設等)の整備に要するもの	1.5%	0.5%	0.2%
4号	経営安定資金	600万円	農業経営の安定化と近代化が期待できる農家で、10アール以上を経営するもの	生産基盤の整備、花木・農機具の導入及び農業用建築物の構造に要するもの	1.0%	0.5%	0.7%
5号	市長が特に必要と認める資金	600万円	農業の生産性向上と農業所得の増大が期待できる農家で、10アール以上を経営するもの	災害の復旧その他特に必要と認められるもの	0.5%	0.5%	1.2%

※1 この資金の融資率は、必要経費の80%以内となります。

※2 認定農業者は、貸付を受けた日から5年間、松戸市、JAそれぞれ年0.1%を追加補給します。

※3 千葉県信用基金協会の保証料率(0.36%)を別途ご負担いただきます。(平成29年10月1日以降の借入申込分については、JAとうかつ中央が負担します。)

## ●借入手続



- 相談又は、問い合わせ先
  - ・とうかつ中央農業協同組合 経済センター
  - ・とうかつ中央農業協同組合 各支店(松戸市内)
  - ・松戸市役所経済振興部農政課  
松戸市小根本7番地の8 京葉ガスビルF第2ビル 4階  
TEL:047-366-7328 FAX:047-366-1165
- 発行 平成29年10月

